

大阪市利用者支援事業の届出に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号。以下「法」という。）

第59条第1号に規定する事業に係る、社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第69条の届出に関する事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、利用者支援事業とは、法第59条第1号において規定する事業をいう。

(事業開始の届出)

第3条 本市の市域において、利用者支援事業を行う者（以下「事業者」という。）は、事業開始の日から1か月以内に社会福祉法第67条第1項の各号に掲げる事項を、児童の福祉の増進について相談に応ずる事業（利用者支援事業）開始届（様式第1号）により、市長に届け出なければならない。

(事業変更の届出)

第4条 事業者は、前条の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から1か月以内に、その旨を、児童の福祉の増進について相談に応ずる事業（利用者支援事業）変更届（様式第2号）により、市長に届け出なければならない。

(事業の廃止の届出)

第4条 事業者は、利用者支援事業を廃止しようとするときは、廃止の日から1か月以内に、その旨を、児童の福祉の増進について相談に応ずる事業（利用者支援事業）廃止届（様式第3号）により、市長に届け出なければならない。

附則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(届出に関する経過措置)

第2条 この要綱の施行時点で、現に利用者支援事業を行っている者の事業開始の届出については、第3条の規定に関わらず、この要綱の施行の日から起算して3月以内に行わなければならない。

(様式第1号)

平成 年 月 日

(提出先)

大阪市長

名 称

代表者氏名

印

児童の福祉の増進について相談に応ずる事業(利用者支援事業)開始届出書

標記について、子ども・子育て支援法第59条第1項に規定する利用者支援事業を開始したいので、社会福祉法第69条第1項の規定に基づき届出します。

経営者名称 (法人名称)	
代表者氏名	
主たる事務所の所在地	

施設の名称	
施設の所在地	
事業開始年月日	平成 年 月 日
実施形態	基本型 特定型
職員数	常勤名 非常勤名

定款その他の基本約款 収支予算書	(書類を添付)
---------------------	---------

(様式第2号)

平成 年 月 日

(提出先)

大阪市長

名 称

代表者氏名

印

児童の福祉の増進について相談に応ずる事業(利用者支援事業)変更届出書

標記について、子ども・子育て支援法第59条第1項に規定する利用者支援事業の届出事項に変更が生じたため、社会福祉法第69条第2項の規定に基づき届け出する。

経営者名称 (法人名称)	
代表者氏名	
主たる事務所の所在地	

施設の名称	
施設の所在地	
事業変更年月日	平成 年 月 日
実施形態	基本型 特定型
職員数	常勤名 非常勤名

定款その他の基本約款 収支予算書	(書類を添付)
---------------------	---------

この届出には、変更が生じた届出事項について記載してください。

(様式第3号)

平成 年 月 日

(提出先)

大阪市長

名 称

代表者氏名

印

児童の福祉の増進について相談に応ずる事業(利用者支援事業)廃止届出書

標記について、子ども・子育て支援法第59条第1項に規定する利用者支援事業を廃止したいので、社会福祉法第69条第2項の規定に基づき届け出する。

経営者名称 (法人名称)	
代表者氏名	
主たる事務所の所在地	

施設の名称	
施設の所在地	
事業廃止年月日	平成 年 月 日
実施形態	基本型 特定型
廃止理由	